

薬王堂栃木塩谷店 指導事項等に対する回答

【栃木県】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	地域振興課 担当：江口 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	意見なし	—
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書類等 (DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 2 図書類等 (DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。 (回答不要) ・3,000m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。	・— ・3,000m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出します。県北環境森林事務所環境対策課と協議いたします。
4	資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。 ○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。

5	交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係機関と協議を行い必要な対応いたします。
6	道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
7	道路保全課 担当：森戸 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、矢板土木事務所と協議願います。	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がありますので、道路法第24条の申請を行います。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しません。 ※詳細については、矢板土木事務所と協議いたします。
8	上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623-2507	指導事項なし	—

9	<p>都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623-2801 FAX:028-623-2595</p>	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、塩谷町建設水道課と協議してください。（協議先：塩谷町建設水道課0287-45-1114） ・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出の要否について、矢板土木事務所保全部と協議してください。（協議先：矢板土木事務所保全部0287-44-2186） <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、塩谷町建設水道課（駐車場法担当）に確認してください。（協議先：塩谷町建設水道課0287-45-1114） ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：塩谷町建設水道課0287-45-1114） <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見なし。（協議先：栃木県都市政策課開発指導担当028-623-2466） <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。（協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班028-623-2801） 	<p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県屋外広告物条例について、塩谷町建設水道課と協議いたします。 ・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出の要否について、矢板土木事務所保全部と協議いたします。 <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場法について、塩谷町建設水道課と協議いたします。 ・駐車場の設置について、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。（出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保） <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・— <p><盛土安全推進班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。
10	<p>都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623-2464 FAX:028-623-2477</p>	<p>意見なし。</p>	<p>—</p>
11	<p>建築指導課 担当：高山 TEL:028-623-2863</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第一担当（TEL：028-623-2867）と協議願います。なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支援ありません。</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第一担当と協議いたします。</p>

12	警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年11月13日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○一 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	指導事項なし	一

【塩谷町】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	くらし安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を適切に分別し、廃棄物の減量化と再資源化に努めること。 ・災害時の物資調達等、町の防災への協力を願う。よって防災協定の締結を進めていきたい。 ・店内、駐車場、夜間などの死角をなくすため、従業員の巡回や防犯灯の設置等といった防犯対策を願う。 ・騒音規制法および振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を要する。 ・特定建設作業を行う場合は、7日前までに届け出ること。 ・工事に伴う、騒音・振動・粉じん対策には万全を期すること。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、基準内であっても周囲に最大限配慮すること。 ・周辺住民から騒音やその他の苦情が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応すること。 ・事業に伴い排出される廃棄物は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼するか、自ら適正に処理すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を適切に分別し、廃棄物の減量化と再資源化に努めます。 ・災害時の物資調達等、町の防災への協力をいたします。また防災協定についてはご要望があれば検討いたします。 ・店内、駐車場、夜間などの死角をなくすため、従業員の巡回や防犯灯の設置等といった防犯対策を行います。 ・騒音規制法および振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を行います。 ・特定建設作業を行う場合は、7日前までに届け出を行います。 ・工事に伴う、騒音・振動・粉じん対策には万全を期します。 ・深夜の作業における騒音等生活苦情に対しては、基準内であっても周囲に最大限配慮いたします。 ・周辺住民から騒音やその他の苦情が発生した場合には、誠意をもって速やかに対応いたします。 ・事業に伴い排出される廃棄物は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼いたします。
2	建設水道課	指導事項なし	一